

令和8年度 情報通信機器を用いた診療・服薬指導にかかる実証事業
コンサルティング業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 情報通信機器を用いた診療・服薬指導にかかる実証事業コンサルティング業務

2 事業目的

広島県では、無医地区数が北海道に次いで全国2位であり、へき地においては、人口減少に伴う医療機関の運営の継続困難、医療人材の確保、医療機関までの交通手段の不足等の課題が存在する。また、都市部では高齢者における医療需要の増大が見込まれており、こうした状況に対応するため、へき地・在宅医療における医療アクセスの確保が喫緊の課題となっている。このため、令和7年度からへき地・在宅医療を対象としたオンライン診療・オンライン服薬指導（以下「オンライン診療等」という。）の実証事業を実施し、複数パターンのオンライン診療等の実証を通じて得られた知見を手引き等に整理し、横展開することで、導入・活用の拡大を図ってきたところである。

令和8年度も引き続き、へき地・在宅医療を対象として、オンライン診療等に関する専門知識と経験並びに実績を有する者の実証支援、整理を委託することで、県内の医療機関におけるオンライン診療等のさらなる導入・活用の拡大を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 業務内容

受託者は、事業目的遂行のため、実証施設に対してコンサルティングを実施し、アンケート調査及び進捗管理並びに成果物の作成、横展開の支援等、必要な業務を行う。

	内容		
1. コンサルティング	①導入支援 - オンライン診療等の導入、業務手順に関する助言・調整 - オンライン診療等を実施する上での医療法の解釈や診療報酬の届出・請求等に関する制度に関する助言 ②情報通信機器の貸与に係る支援 オンライン診療等に必要なタブレット等のハードウェアや、オンライン診療システム等のソフトウェアに係る情報通信機器について、実証施設の機器が使用できない場合は、必要に応じて貸与すること。ただし、通常診療において使用する電子カルテ等の機器、ソフトウェアは貸与の対象外 ③オンライン診療等の試行 オンライン診療等の試行、振り返り、改善を行う		
2. 実証施設及び実証パターン	広島県内の医療機関等のうち、本事業の仕様に適した施設を3組、原則、県が選定する。		
	実証パターン	概要	対象施設
	(A) 在宅医療× 診療報酬改定	診療報酬改定後の往診時の診療補助点数配分、看護師実施可能範囲の検討、臨時処方時の在宅オンライン診療運用課題を整理	訪問診療実施医療機関×訪問看護ステーション（1組）
	(B) へき地× オンライン診療受診施設	医療法に位置付けられたオンライン診療受診施設のへき地での活用方法及び、服	へき地医療拠点病院×オンライン診療受診施設×調剤薬局（1組）

		薬指導体制の整理を検証	
	(C) へき地医療拠点病院 × 手引きの横展開	R7 年度に県が作成したオンライン診療手引きの有効性の検証	へき地医療拠点病院× 医師派遣先 (1 組)
3. 実証回数	・ 実証パターン (A)、(B) は 2 回 ・ 実証パターン (C) は 1 回 ※それぞれ、1 回ごとに振り返り会を実施する。		
4. 実証施設 想定	・ 実証パターン (A) : オンライン診療未実施先 (調整中) ・ 実証パターン (B) : オンライン診療実施先 (医師派遣、巡回診療車 経験済) 		

5 業務処理の注意事項

実施に際しては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令・ルール等を踏まえ、コンプライアンス等を十分に理解した上で業務を行なうこと。

また、業務の遂行に際しては、県との連絡調整を十分に行うとともに、次の点に留意し、円滑に業務を実施すること。

(1) 定期報告

委託契約締結後は、県が開催する定例会議（電話会議を含め、月 1 から 2 回程度を想定）に出席し、必要に応じて進捗状況等を説明すること。

(2) 業務体制

本業務を円滑に遂行できる人員体制、本業務に必要な知識と技術を有する担当者の配置をすること。

(3) 成果物の提出

委託契約終了時までに成果物の提出をすること。

6 留意事項

(1) 機密の保持

受託者は、業務の実施に伴い知り得た県及び関係機関の機密情報並びに業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) セキュリティインシデント対策

受託者は、個人情報漏えい等に係る対応・対策ガイドに則った対応を最低限実施し、セキュリティインシデント対策を徹底すること。

(3) 業務内容の変更

業務の実施過程において、本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者と協議の上、仕様を変更する場合がある。

(4) 実証先の変更

実施先の都合により、実証先の変更が必要になった場合は、受託者と協議の上、変更する場合がある。

(5) 再委託

受託者は、業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとに、再委託先の概要及びその体制と責任者、業務の範囲、再委託を行う理由、予定金額を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。

(6) 費用負担

契約の締結、業務の遂行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受託者の負担とする。

(7) 疑義

この業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

(7) その他

(1)～(7)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

- ・ 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。
ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密保持

- ・ 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- ・ 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・ 受託者は、本業務で知り得た県、実証施設等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、実証施設と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。
- (2) 保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

別 紙

1 スケジュール（想定）

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
←→ 各パターンキックオフ 運用設計						
	←→ 実証準備、打ち合わせ					
		←→ 本番実証				
				←→ 成果物作成		
					←→ 横展開、HP 公開	